

(資料提供)  
令和8年1月9日  
交通政策課 石黒・松本  
TEL : 076-225-1332 内線 : 3708

## 令和7年度第2回石川県地域公共交通等運行継続特別支援金の受付開始について

燃料価格の高止まりや人件費の高騰等により、厳しい経営環境に置かれてきたバス事業者、タクシー事業者及び自動車運転代行業者の事業継続を支援するため、これらの事業者が保有する交付対象車両の台数に応じて、国の「重点支援地方交付金」を活用し、予算の範囲内において支援金を交付することとし、下記のとおり申請受付を開始しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 支援金の概要

対象事業者	交付対象車両	交付額 (1台あたり)
乗合バス事業者	次の路線等の運行の用に供する車両 ・路線バス及び県内特急バス ※小松空港連絡バス、定期観光バス、周遊観光バス、その他主に観光を目的とする路線は除く	15万円
タクシー事業者	タクシー事業の用に供する車両	5万円
自動車運転代行業者	自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車	3万円

#### 2 申請について

##### 受付期間

令和8年1月13日（火）から2月13日（金）【消印有効】まで

申請先 石川県企画振興部 交通総合対策監室交通政策課 特別支援金担当  
※郵送、窓口又は電子メールで受け付けます。

#### 3 その他

- 詳細は、交通総合対策監室交通政策課ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/shink/shienkin.html>